再生手続開始

平成２５年（再）第１号
金沢市西都２丁目４番地
再生債務者　株式会社東京ストアー
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年５月24日から平成25年６月７日まで
金沢地方裁判所民事部

決議に付する決定

平成２４年（再）第８号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　札幌南ゴルフクラブ駒丘コース
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月15日まで
平成25年２月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第９号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月15日まで
平成25年２月22日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺４丁目24番５号
再生債務者　有限会社大成物産
１　決議に付する計画案　平成25年１月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月17日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年４月10日まで
平成25年２月22日　水戸地方裁判所土浦支部

再生手続終結

平成２０年（再）第３号
福島県郡山市富久山町福原字道ノ窪43番地
再生債務者　菅野興産株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月22日　福島地方裁判所郡山支部

平成２４年（再）第３号
埼玉県加須市北平野267番地の１、旧住所埼玉県加須市北平野263番地の５
再生債務者　株式会社ダイヤリサイクル（旧商号株式会社ダイヤ観光開発）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画が遂行された。
平成25年２月20日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成１９年（再）第１号
鳥取県米子市淀江町中間558番地１
再生債務者　山陰食鶏株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月22日　鳥取地方裁判所米子支部

平成１９年（再）第２号
鳥取県米子市淀江町中間17番地
再生債務者　山陰食鶏農業協同組合
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月22日　鳥取地方裁判所米子支部

平成１９年（再）第３号
鳥取県米子市淀江町中間16番地２
再生債務者　山陰畜産株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月22日　鳥取地方裁判所米子支部

平成１９年（再）第４号
鳥取県米子市淀江町中間16番地１
再生債務者　山陰ブロイラー販賣株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月22日　鳥取地方裁判所米子支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第９号
大阪市中央区南船場３丁目１－９
再生債務者　株式会社リファースト
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪府東大阪市鴻池本町６番27号　加島・田中法律事務所　弁護士　田中　稔子
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成25年２月21日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２４号
福島県郡山市愛宕町３番13号　バルミー郡山219号
再生債務者　星　　実
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月27日から平成25年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２５年（再イ）第１号
福島県郡山市富久山町南小泉字関場115番地39
再生債務者　武藤　　大
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月27日から平成25年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２４年（再イ）第２１０号
さいたま市緑区大字中尾2177番地２
再生債務者　倉又　英二
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月29日から平成25年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１号
千葉県君津市山滝野1570番地４
再生債務者　三宅　義弘
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月29日から平成25年４月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再イ）第２７４号
名古屋市緑区池上台１丁目110番地の３
再生債務者　山下　征支
１　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月22日から平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１７号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1015番地
再生債務者　八田　宏司
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月22日から平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部